

第10期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第10期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

セーフィー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、書面
交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置
事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年6月21日	2019年10月4日
新 株 予 約 権 の 数		30個	494個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注)1 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式(注)1 494,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり8,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 125,000円 (1株当たり 125円)	新株予約権1個当たり 400,000円 (1株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2020年6月22日から 2028年6月21日まで	2019年10月31日から 2029年10月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 494個 目的となる株式数 494,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 1 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年8月19日	2021年6月14日
新 株 予 約 権 の 数		40個	5,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注)1 40,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式(注)1 550,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 410,000円 (1株当たり 410円)	新株予約権1個当たり 243,000円 (1株当たり 2,430円)
権 利 行 使 期 間		2022年8月20日から 2030年8月19日まで	2023年6月15日から 2031年6月14日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 5,300個 目的となる株式数 530,000株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3名

(注) 1.2021年6月14日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

- 2.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 3.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使はみとめられないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合（振込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスクコンプライアンス規程を制定運用する。
- (2) 内部監査および監査役監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
- (3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反およびそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- (4) 定款および規程を整備し、取締役および使用人が常に目をとおせる状態にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程を制定し、保存・管理をする。なお、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としており、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防および発生したリスクへの対処につきリスクコンプライアンス規程を制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- (2) 取締役および執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。
- (3) 内部監査の実施および指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- (2) 各組織単位に取締役または執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を取締役に報告する。
- (3) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (4) 代表取締役社長、取締役および執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - (2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。
8. 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - (2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役は確認することができ、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - (4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報処理規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

1 1.財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備および運用を行う。

1 2.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営管理本部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
- (2) 経営管理本部および内部監査室が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- (3) 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行および経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
- (4) 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の状況ならびにその他上記(1)から(3)において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役連絡会等に報告する。

1 3.反社会勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として制定した反社会的勢力対応規程に基づき適切に行動する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、取締役 森本数馬、取締役 下崎守朗、取締役 古田哲晴、社外取締役岩田彰一郎の5名で構成されております。当社では取締役会を会社全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督機関として位置付け、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役（常勤）中島早香が議長を務め、社外監査役工藤克己、社外監査役岡田淳の3名で構成されております。当社では、毎月1回監査役会を開催し、取締役の業務執行の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定を行なっております。さらに、監査役はその他重要会議への出席等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。また、常勤監査役は、内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役会は、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査人との連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、独立した立場からの会計監査を受けております。

d. 内部監査

当社は、内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。内部監査人は、代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。

内部監査の結果については、代表取締役社長に報告し経営に反映させております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、10名で構成されております。当社では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、半期毎にリスク・コンプライアンス委員会を開催して、リスク・コンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

f. 報酬諮問委員会

当社の報酬諮問委員会は社外取締役岩田彰一郎が議長を務め、3名で構成されております。1年に1回報酬諮問委員会を開催し、取締役の報酬の方針及び個別の報酬を協議しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,476,879	7,962,262	△ 2,203,384	△ 167	11,235,590
当連結会計年度変動額					
新株の発行	19,744	19,744			39,489
新株の発行(新株予約権の行使)	87,725	87,725			175,451
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 1,438,686		△ 1,438,686
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	107,470	107,470	△ 1,438,686	-	△1,223,745
当連結会計年度末残高	5,584,350	8,069,732	△ 3,642,070	△ 167	10,011,844

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	549	549	5,328	11,241,467
当連結会計年度変動額				
新株の発行				39,489
新株の発行(新株予約権の行使)				175,451
親会社株主に帰属する当期純損失				△ 1,438,686
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	594	594	△ 1,376	△ 781
当連結会計年度変動額合計	594	594	△ 1,376	△1,224,526
当連結会計年度末残高	1,144	1,144	3,952	10,016,941

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 セーフィーベンチャーズ株式会社

非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ヴィアゲート株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 MUSVI株式会社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 ヴィアゲート株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

ロ. 棚卸資産

・ 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	4～18年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

・リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 重要な繰延資産の処理方法

・株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

・創立費

5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|----------------------|-------------|
| 投資有価証券のうち、非上場株式 | 1,145,602千円 |
| 投資有価証券のうち、投資事業組合への出資 | 94,931千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社グループは、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、発行会社の1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。当該非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|-------------|-----------|
| 有形固定資産 | －千円 |
| 無形固定資産 | －千円 |
| 投資その他の資産（注） | －千円 |
| 減損損失 | 326,182千円 |

（注）固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当社は2023年7月に本社オフィスを移転しました。これに伴い、従来の本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務につき、退去時に必要とされる原状回復費用について、第2四半期連結会計期間において新たな情報に基づき見積りの変更を行い、変更前の資産除去債務残高から15,527千円を減額したうえで、第3四半期連結会計期間において原状回復義務を履行しました。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ15,527千円減少しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

固定資産の減損

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都品川区	本社	建物	98,802
		工具、器具及び備品	76,454
		その他 (投資その他の資産)	150,926
合計			326,182

① 資産のグルーピング方法

当社グループは映像プラットフォーム事業の単一事業であることから、事業用資産は全体で一つの資産グループとしております。

② 減損損失に至った経緯

中長期の経営戦略を見直し、翌期以降も成長投資を継続することとしており、特に2024年度は新拠点の設置や、さらなる人材・開発投資をする計画となっております。この経営戦略を前提とし、当連結会計年度において中長期の事業計画を見直し、帳簿価額を回収可能価額まで減額のうち減損損失として特別損失に計上いたしました。

③ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額をゼロとしております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 55,256,695株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,940,000株 |
|------|------------|

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社グループは、デリバティブは一切利用しておらず、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合への出資であります。これらは、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、法務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、経営企画部において管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	94,204	94,157	△46
負 債 計	94,204	94,157	△46

(*1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、並びに預金、電子記録債権、売掛金、買掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	1,145,602

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は94,931千円であります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現 金 及 び 預 金	7,216,707	—	—	—
電 子 記 録 債 権	10,300	—	—	—
売 掛 金	1,704,684	—	—	—
合 計	8,931,692	—	—	—

(注) 2. 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	91,656	1,656	892	—	—	—
合計	91,656	1,656	892	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	—	94,157	—	94,157
負 債 計	—	94,157	—	94,157

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
リカーリング収益	8,260,069
スポット収益	3,557,139
顧客との契約から生じる収益	11,817,209
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,817,209

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 イ. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,146,584
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,714,984
契約資産 (期首残高)	15,850
契約資産 (期末残高)	8,534
契約負債 (期首残高)	72,034
契約負債 (期末残高)	95,703

契約負債は、主に顧客から契約期間分の対価を一括で受領すること等による前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

181円26銭

(2) 1株当たりの当期純損失

△26円34銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					オープンイノベーション 促進税制積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,476,879	7,035,129	927,132	7,962,262	25,000	△ 2,220,458	△ 2,195,458
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	19,744	19,744		19,744			
新株の発行（新株予約権の行使）	87,725	87,725		87,725			
当 期 純 損 失						△ 1,400,315	△ 1,400,315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	107,470	107,470	-	107,470	-	△ 1,400,315	△ 1,400,315
当 期 末 残 高	5,584,350	7,142,600	927,132	8,069,732	25,000	△ 3,620,774	△ 3,595,774

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 167	11,243,516	549	549	5,328	11,249,393
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		39,489				39,489
新株の発行（新株予約権の行使）		175,451				175,451
当 期 純 損 失		△ 1,400,315				△ 1,400,315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			594	594	△ 1,376	△ 781
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 1,185,374	594	594	△ 1,376	△ 1,186,155
当 期 末 残 高	△ 167	10,058,141	1,144	1,144	3,952	10,063,237

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	4～18年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|----------------------|-----------|
| 関係会社株式のうち、非上場株式 | 200,000千円 |
| 投資有価証券のうち、投資事業組合への出資 | 94,931千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社は、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、発行会社の1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。当該非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-------------|-----------|
| 有形固定資産 | －千円 |
| 無形固定資産 | －千円 |
| 投資その他の資産（注） | －千円 |
| 減損損失 | 326,182千円 |

（注）固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当社は2023年7月に本社オフィスを移転しました。これに伴い、従来の本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務につき、退去時に必要とされる原状回復費用について新たな情報に基づき見積りの変更を行い、変更前の資産除去債務残高から15,527千円を減額したうえで原状回復義務を履行しました。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ15,527千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	1,106千円
② 短期金銭債務	215千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,922千円
販売費及び一般管理費	1,609千円
営業取引以外の取引高	17,047千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	14,293株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	637,658千円
ソフトウェア	463,606千円
減損損失	110,806千円
未払事業税	26,893千円
未払費用	14,821千円
賞与引当金	9,187千円
一括償却資産	8,702千円
差入保証金	4,654千円
その他	30,331千円
繰延税金資産小計	<u>1,306,663千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△637,658千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△669,004千円
評価性引当額小計	<u>△1,306,663千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△504千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△504千円</u>
繰延税金負債（△）の純額	<u>△504千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	セーフィーベン チャーズ株式会 社	所有 直接100.0%	役員兼任	資金の貸付 (注1)	195,080	関係会社 長期貸付金	1,065,051
				利息の受取 (注1)	4,832	その他 (流動資産)	—
				業務受託 (注2)	12,000	その他 (流動資産)	1,100

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 業務受託について、取引条件は市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	下崎 守朗	所有 直接9.9%	当社取締役	ストック・ オプションの 行使 (注)	68,800	—	—

(注) 2019年10月4日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額はストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	182円09銭
(2) 1株当たりの当期純損失	25円63銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。